

令和5年7月3日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について	1
II	部活動の地域移行について	17

I 当事者目線の障がい福祉について

1 障がい者の意思決定支援の推進について

令和5年4月1日に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づき、その理念の具現化に向けた取組のうち、障がい者の意思決定支援の推進の取組について報告する。

(1) 県の意思決定支援について

ア 意思決定支援について

- ・ 意思決定支援は、条例において「障害者が自らの意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援すること」と定義し、その推進を県の責務と位置付けている。
- ・ 意思決定支援は、自らの意思を決定することが困難な障がい者が、自ら望む暮らしが実現できるよう取り組む支援であり、権利擁護の仕組の一つである。

イ 取組の経過について

- ・ 県は平成29年度から、津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、国の意思決定支援ガイドライン(以下「国ガイドライン」という。)を活用して、事件当時に同園に入所していた方の意思決定支援に取り組んできた。
- ・ 同園で培った知見等を生かし、まずは障害者支援施設を対象に意思決定支援を推進していく。

(2) 令和4年度 of 取組

障害者支援施設における意思決定支援を推進していくため、次の取組を行った。

ア モデル事業の実施

意思決定支援の全県への展開に向けて、民間障害者支援施設8か所で意思決定支援を試行した。

イ 施設等との意見交換

県職員が、障害者支援施設55か所及び政令市・中核市に出向き、意思決定支援に取り組む際の課題等の意見交換を行った。

ウ 県独自のガイドラインの作成

モデル事業や施設等との意見交換の結果を踏まえ、県独自の意思決定支援ガイドライン（「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」。以下「県版ガイドライン」という。）を作成した。

(3) 令和5年度の実取組

県版ガイドラインを活用し、政令市・中核市所管を含む県内障害者支援施設88か所を対象に、次の取組を行う。

ア 県版ガイドラインの普及

県職員が施設を訪問し、県版ガイドラインを活用して、意思決定支援の取組の意義について施設に理解を促す。

イ 専門アドバイザーによる助言等

施設の取組について助言する「意思決定支援専門アドバイザー」を派遣するとともに、取組の経費の一部を補助する。

ウ 研修の実施

国ガイドライン及び県版ガイドラインに基づいて、障害福祉サービスの従事者向けの研修を実施する。

エ 事例検討会の開催

意思決定支援に取り組む施設の好事例をお互いに共有する「事例検討会」を開催する。

(参考：県版ガイドラインの概要)

- ・ 意思決定支援の定義や枠組みを示した、国ガイドラインを補完するもの。
- ・ 国ガイドラインには示されていない、障害者支援施設の支援者が実行すべき行動や姿勢を、管理者やサービス管理責任者、生活支援員の立場ごとに示している。
- ・ 県版ガイドラインで示している意思決定支援の標準的な流れは、次のとおり。
 - ① 利用者ごとに支援チームを結成
 - ② 利用者の情報を収集し、アセスメント（「人となり」の理解）
 - ③ 支援を開始
 - ④ 人間関係・社会的活動を拡大するよう支援を展開
 - ⑤ 支援結果を共有・分析し、利用者の意思を確認
 - ⑥ 支援方針を決定し、個別支援計画やサービス等利用計画を更新
 - ⑦ PDCAサイクルを回して継続

2 令和5年度の条例の普及啓発に係る主な取組について

条例に基づき、その理念の具現化に向けた取組のうち、令和5年度の条例の普及啓発に係る主な取組について報告する。

(1) 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発に合わせた、イベントなどにおけるポスター掲示や条例のリーフレット配布といった周知
- ・ 県のたよりへの掲載、県ホームページやSNSによる情報発信

(2) 企業・障がい福祉サービス提供事業者等に対する取組

- ・ 神奈川県中小企業家同友会などの企業関係団体の総会や理事会などの場を活用した説明の実施
- ・ 障がい当事者関係団体と連携し、団体関係者へ、条例の「わかりやすい版」を活用するなどした勉強会の実施
- ・ 意思決定支援の取組・定着の支援と併せた当事者目線の障がい福祉の理解促進

(3) 若年層に対する取組

ア 県教育委員会との連携

- ・ 県立高校の生徒を対象にした障がい者を講師とした出前講座の実施
- ・ 総合教育センターが実施する教員向け研修に「当事者目線の障がい福祉」の講座を設置
- ・ 校長、副校長等の会議の場に職員が出向いて説明

イ 大学との連携

県内の4大学（神奈川大学、横浜国立大学、田園調布学園大学、県立保健福祉大学）における「当事者目線の障がい福祉」の授業の実施

(4) 県職員に対する取組

県職員一人ひとりが「当事者目線」を深く理解し、実効性のある施策につなげていくための研修を実施する。

- ・ 新任管理職員研修や新採用職員研修、福祉職専門研修などの各階層別研修
- ・ 本庁の課長以上の職にある者等を対象とした障がい当事者の講話等のセミナー
- ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修

3 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画の策定について

条例に基づく基本計画について、今般、令和6年度を初年度とする計画の骨子案を作成したので報告する。

(1) 策定の趣旨

当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

(2) 基本計画策定の考え方

ア 基本的な考え方

条例の理念を具現化する実行プランとして、意思決定支援の推進や人材の確保、地域生活移行支援の充実、障がい理解の促進といった福祉施策はもとより、医療、雇用、教育、住まい、防災、文化芸術、スポーツなど、あらゆる分野の施策を基本計画に位置付け、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指す。

イ 障がい福祉に係る既存計画との一本化

障がい者に関する施策を体系的に分かりやすく示すため、現行の「かながわ障がい者計画」と「神奈川県障がい福祉計画」を新たに策定する基本計画に包含し、計画を一本化する。

ウ 基本計画策定に向けた意見聴取

現在、様々な障がいの当事者や家族、市町村、事業者、関係団体などへヒアリングを行っており、そこで得た意見を基本計画に反映させていくため、基本計画の構成などについては、柔軟に検討を進める。

エ 基本計画の構成

(ア) 総論

基本計画策定の経緯、県が目指す社会、当事者目線の障がい福祉の考え方、国や国連の動向などについて記載し、基本計画に位置付ける施策をどのように推進していくのかなど、基本的な考え方を示す。

(イ) 各論

「ともに生きる社会かながわ憲章」を基に、基本計画の大柱を、

「①すべての人のいのちを大切にすること」、「②誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること」、「③障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除すること」、「④地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み」の4つとして、その下に中柱として9つの分野の施策を位置付ける。

中柱の下には、小柱として、条例第9条に規定する施策のほか、「かながわ障がい者計画」と「神奈川県障がい福祉計画」に盛り込む必要のある施策などを位置付ける。

(3) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

(4) 骨子案

別紙のとおり

(5) 今後のスケジュール

令和5年9月	神奈川県障害者施策審議会において計画素案（一回目）を審議 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案（一回目）を報告
9月～10月	計画素案に対するパブリック・コメントの実施
11月	神奈川県障害者施策審議会において計画素案（二回目）を審議
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案（二回目）を報告
令和6年2月	神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議 第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告
3月	計画の策定

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画（骨子案）

【総論】

I 神奈川県の障害福祉

- 1 計画策定の経緯 ～神奈川県の障害福祉が目指すもの～
- 2 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～
- 3 当事者目線の障害福祉とは
- 4 国の動向と国連の動向
- 5 神奈川県の障害者数の推移

II 計画の基本的な考え方

- 1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画（仮称）とは
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の基本理念と基本方針
- 4 神奈川県の圏域・区域の考え方
- 5 計画の期間
- 6 計画の進め方
進行管理と評価方法
指標・KPI(重要業績評価指標)・活動指標・サービス見込量

【各論】

III 分野別施策の基本的方向

大柱1 すべての人のいのちを大切にする取組み

- 1 すべての人の権利を守るしくみづくり
 - (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
 - (3) 意思決定支援の推進
- 2 とともに生きる社会を支える人づくり
 - (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成
 - (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

大柱2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- 1 当事者目線の意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - (1) 相談支援体制の構築
 - (2) 地域生活移行支援等の充実

- (3) 障害者主体の活動等の促進
- (4) 障害者の家族等への支援の充実

2 障害者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実

- (1) 在宅サービス等、各種サービスの整備と充実
- (2) 地域における支援体制の整備
- (3) 障害福祉サービスの質の向上
- (4) 福祉用具及び補助犬等の普及と、福祉に関する技術の研究・開発
- (5) 精神保健・医療の適切な提供
- (6) 保健・医療に係る体制整備と補助・助成の充実
- (7) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (8) 障害の原因となる疾病等の予防（未病）と、早期発見・早期治療
- (9) 障害のある子どもに対する支援の充実

大柱3 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

1 当事者の社会参加を推進する環境づくり

- (1) 誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進
- (2) 情報アクセシビリティ（利便性）の向上
- (3) 防災及び災害発生時の対策推進
- (4) 犯罪被害の防止と被害者支援
- (5) 行政情報等のアクセシビリティ（利便性）の向上
- (6) デジタル技術を活用した障害者にやさしい社会づくり

2 当事者の雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

大柱4 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

1 条例の普及啓発及び心のバリアフリーの促進

- (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及・啓発
- (2) 障害の理解促進
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進（再掲）

2 教育における取組み

- (1) 教育環境の整備
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 高等教育における障害のある学生への支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

3 文化・芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組みの推進

IV その他資料

- 1 活動指標と障害福祉サービス等の必要量の見込み等
- 2 障害福祉に係る法整備等の歴史
- 3 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（全文）
- 4 用語
- 5 「基本計画」策定に関する経過

4 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年5月12日に公表した、「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」（以下「改革プログラム」という。）の提言を受け、県本庁と園は、計画（アクションプラン）を策定することとしており、その策定状況について報告する。

(1) 経緯・経過

【令和3年9月】

- ・ 県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）を設置。
- ・ 支援改革プロジェクトチームは、身体拘束事案に係る支援内容の確認などを行うとともに、令和元年7月に発生した骨折事案の県による再調査への助言を実施。

【令和4年3月】

- ・ 県は、骨折事案の再調査を行う中で「事実であれば不適切な支援と思われる情報」を複数把握し、これらの情報を調査するため、支援改革プロジェクトチームのメンバーを構成員とする県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置。

【令和4年9月】

- ・ 「事実であれば不適切な支援と思われる情報」91事案について、外部調査委員会による調査結果を公表。
- ・ 外部調査委員会は、事実が判然としない24事案について、県本庁と園で調査を継続すること、また、支援改革プロジェクトチームが、虐待が発生した背景の分析等を行い、改革プログラムを作成することについて提言。
- ・ 支援改革プロジェクトチームが、県本庁と園が実施する調査への助言を行うとともに、改革プログラムを検討。

【令和5年5月】

- ・ 県本庁と園が作成した「調査結果報告書」と、支援改革プロジェクトチームが作成した「改革プログラム」を公表。
- ・ 改革プログラムでは、県本庁と園がこのプログラムの実施に向けたアクションプランを令和5年7月中に作成するよう提言。

(2) アクションプランについて

ア 策定の考え方

- ・ アクションプランは、7月中に策定予定である。
- ・ 令和5年度から7年度までを計画期間とする。
- ・ アクションプランの実施にあたっては、第三者による進捗管理を行い、毎年見直しを行う。

イ 骨子

(ア) 基本的事項

- ・ 策定の趣旨、考え方
- ・ 園が目指す姿
- ・ 計画期間

(イ) 具体的な取組内容

支援改革プロジェクトチームからの提言を踏まえ、次の5つの項目を中心に、県本庁と園が行う具体的な取組内容やスケジュールを記載する。

- ・ 利用者支援の改善
- ・ 施設内の環境の徹底改善
- ・ 地域生活移行の取組の推進
- ・ 障がい当事者の活動を後押しする取組
- ・ 園のガバナンスの改善

(ウ) 第三者による進捗確認体制

支援改革プロジェクトチームからは、改革プログラムが確実に実施されているか、定期的に第三者が進捗状況を確認し、公表するよう提言を受けており、第三者による確認体制を記載する。

ウ 今後のスケジュール

令和5年7月初旬	園職員や支援改善アドバイザーとの議論
中旬	利用者自治会・家族会への説明・意見聴取
末	アクションプランの完成・公表

(参考：改革プログラムの提言)

当事者目線の支援を実践するため、「利用者が主体となるよう、一人ひとりの人生を支援する」、「障がい者が街の中で当たり前で暮らせる社会を目指し、地域を立て直す」を理念として、次の提言を受けた。

ア 施設の見直し

- 定員規模の見直し
- 寮体制の見直し
- 職員体制の見直し

イ 当事者目線の支援（園での取組）

- 利用者に関わることで人生や想いに共感する
(主な内容)
 - ・ 利用者一人ひとりの人となりを理解する
 - ・ 望みや願いを第一に考えた意思決定支援を行う
 - ・ 利用者と一緒に生活し、想いを重ね合わせる
- 利用者の暮らしをつくる
(主な内容)
 - ・ 「人生を支援する場」として生活環境を整える
 - ・ 利用者が地域で自立して暮らすための支援を確立する
 - ・ 当事者主体の実践を支援する
- 当事者目線で運営するマネジメント
(主な内容)
 - ・ いのちと接している覚悟を持った支援に取り組む
 - ・ リスクマネジメント体制を見直す
 - ・ 事故等発生時の体制を整備する

ウ 県本庁と園が一体となって行う取組

- 利用者を支える地域のネットワークづくり
(主な内容)
 - ・ 市町村や民間事業所との地域ネットワークづくり
 - ・ 園内外での活動場所の開拓
- 当事者目線の支援を実践できる人材の育成
(主な内容)
 - ・ 主体的に考え、支援できる人材育成に取り組む
- 利用者の暮らしをつくり、権利を守る
(主な内容)
 - ・ 園と一体になった暮らしづくり・生活環境の整備
 - ・ 利用者の暮らしのための予算執行

エ 地域の実施に対する県の支援

- 地域生活移行の受皿の整備
- 地域生活移行の支援の強化

5 県立障害者支援施設の方向性について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の提言や各施設の現状と課題等を踏まえて検討しているため報告する。

(1) 外部委員会からの提言

ア これまでの県立施設の役割等

平成 15 年の「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」及び平成 26 年の「県立障害福祉施設等のあり方検討委員会」の提言を受けて、民間施設での対応が難しい強度行動障がいのある人を受け入れる役割を担うとともに、指定管理者制度の導入や民間移譲を順次進めてきた。

イ 将来展望検討委員会の提言（令和 4 年 3 月）

(ア) 県立施設の課題

- ・ 民間施設での対応が難しい強度行動障がいのある人を受け入れる役割を担ってきたが、現在は支援の質が低下している。
- ・ 民間の中には、グループホームで行動障がいのある人に対して適切な支援を行っている先進事例や、入所施設でもユニット化し、地域生活移行を目指した専門的な支援を行っている事例がある。
- ・ 大規模施設は、管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすいという課題がある。

(イ) 県立施設の方向性

- ・ 県立施設は、緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化した通過型施設として、率先して地域生活移行に取り組む。
- ・ 規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。

(ウ) 県の役割

福祉に関する先進的な研究や人材育成は、県の役割である。

(2) 県立施設の現状と課題

これまでの県立施設の役割等や将来展望検討委員会の提言を踏まえた各施設の現状と課題は次のとおりである。

ア 県立直営施設

(ア) さがみ緑風園（身体障がい者対象）

- ・ 65 歳以上の入所者の介護保険サービスへの移行が進んだ。

- ・ これまでさがみ緑風園でないと受け入れられなかった利用者が利用できるサービスが増えている。
 - ・ 指定管理者の選定を進めていたが、応募団体が取り下げたため、現在も直営を継続している。
- (イ) 中井やまゆり園（知的障がい者対象）
- ・ 県の強度行動障害対策の中核施設という役割を担ってきたが、地域生活移行が進まず、支援の難しい利用者が滞留した。
 - ・ 虐待事案を含む不適切な支援が明らかになり、現在、民間の支援改善アドバイザーの力を借りながら、改革に向けて取り組んでいる。
 - ・ 園の改革を持続させ、当事者目線の障がい福祉を実践していくためには、専門性の高い人材の確保・育成や柔軟な運営が可能な組織執行体制を検討していく必要がある。
 - ・ 管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすい大規模施設である。

イ 指定管理施設（知的障がい者対象）

- (ア) 芹が谷やまゆり園（指定期間：令和5年4月～10年3月）
- ・ 令和3年12月に小規模ユニットケア施設に再整備した。
 - ・ 横浜市内という地域資源の豊富な地域に立地している。
 - ・ 新たな指定管理者が、通過型施設として地域生活移行や日中活動の充実等に取り組むこととしている。
- (イ) 津久井やまゆり園（指定期間：令和5年4月～10年3月）
- ・ 津久井やまゆり園事件を契機に、意思決定支援を先駆的に実施している。
 - ・ 令和3年8月に小規模ユニットケア施設に再整備した。
 - ・ 新たな指定期間では、通過型施設として地域生活移行や日中活動の充実等に取り組むこととしている。
- (ウ) 愛名やまゆり園（指定期間：平成28年4月～令和8年3月）
- ・ 住宅街にあり、地域資源の豊富な地域に立地している。
 - ・ 管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすい大規模施設で、多床室中心であり、建物の老朽化が進んでいる。
- (エ) 厚木精華園（指定期間：平成28年4月～令和8年3月）
- ・ 65歳以上の入所者が約6割になっている。
 - ・ 管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすい大規模施設で、多床室中心である。
 - ・ 施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

- (オ) 三浦しらとり園（指定期間：令和5年4月～10年3月）
- ・ 知的障がい児者の複合施設で、横須賀市の利用者を中心とする近隣地域の拠点施設となっている。
 - ・ 新たな指定期間では、通過型施設として地域生活移行や日中活動の充実等に取り組むこととしている。
 - ・ 管理的、閉鎖的な支援環境に陥りやすい大規模施設で、多床室中心であり、建物の老朽化が進んでいる。

(3) 今後の県立施設の方向性

将来展望検討委員会の提言及び各施設の現状と課題を踏まえた、今後の県立施設の方向性に関する基本的な考え方は次のとおりである。

ア 小規模化の上、基本は民間移譲

イ 県立施設として存続すべき施設の役割

- (ア) 当事者目線の先駆的な支援
- (イ) 重度障がい者の地域生活移行
- (ウ) 福祉科学研究・人材育成

ウ 組織執行体制

現行の県直営や指定管理に限らず、地方独立行政法人による運営も含めて組織執行体制を検討する。

(4) 今後の対応

各施設の現状と課題や今後の県立施設の方向性に関する基本的な考え方等を踏まえて、各施設の方向性を検討し、県議会、利用者やその家族、市町村等と議論を重ねながら、年内を目途に「(仮称) 県立障害者支援施設の方向性ビジョン」としてまとめる。

<「(仮称) 県立障害者支援施設の方向性ビジョン」のイメージ>

- ・ 現状と課題
- ・ 将来展望検討委員会からの提言
- ・ 県の考え方
- ・ 各施設の方向性（組織執行体制を含む）
- ・ スケジュール

(参考：県立障害者支援施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障がい者	80人	築20年 (個室中心)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障がい者	140人	築23年 (個室・多床室)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障がい者	66人	築1年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障がい者	66人	築1年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	120人	築37年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	112人	築29年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障がい児 知的障がい者	40人 112人	築40年 (多床室中心)

II 部活動の地域移行について

1 趣旨

国が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、各都道府県は、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた方針等を示すこととされている。

当該方針等の作成に当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等から意見を聴取するため、「神奈川県内の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

検討会での意見聴取を経て、「神奈川県内の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）」（以下「方針素案」という。）を取りまとめた。

2 検討会について

(1) 設置目的

令和5年度からの改革推進期間に、県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、学識経験者や学校関係者、スポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取する。

(2) 構成員

学識経験者（1名）、中学校部活動関係（2名）、中学校長（1名）、中学校PTA（1名）、職員団体（1名）、市町村行政（教育関係3名、スポーツ関係2名）、スポーツ・文化芸術団体等（7名）の計18名

(3) 会議の開催

第1回	令和5年4月	・検討会の役割について ・地域移行に向けた国の取組について ・本県の部活動を取り巻く状況について ・これまでの取組及び令和5年度の取組について ・本県の部活動に関する方針について
第2回	令和5年5月	方針素案について
第3回	令和5年6月	方針素案について

3 方針素案の概要

(1) 策定の趣旨

国のガイドラインを踏まえ、令和5年度から3年間の改革推進期間に、県内市町村が、その実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、取組の方向性などに関し県として一定の方針を示す。

(2) 対象期間

令和5年度から令和7年度までの改革推進期間を対象とする。その後の国の動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

(3) 対象

公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

(4) 構成

ア はじめに（方針策定の経緯・趣旨、方針の性格、方針の対象）

イ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

学校数、生徒数、部活動数、部活動に関する生徒のニーズ、部活動指導に係る教員の負担感、スポーツ団体・指導者等の状況、スポーツ・文化施設の設置状況等

ウ 本県における地域移行について

(ア) 基本的な考え方

(イ) 地域移行を進める体制づくり

(ウ) 段階的な地域移行に向けた取組

(エ) 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

エ 地域移行に向けて

地域移行に向けた様々な選択肢

オ 地域移行に係る事例集

4 今後のスケジュール

令和5年

7月～8月 県民意見募集・市町村意見照会の実施

9月 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（案）を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告

10月 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）の策定

<別添参考資料>

参考資料 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針（仮称）（素案）